

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 STACY(定常臨界実験装置)
に係る経年劣化に関する技術的な評価の実施についての行政相談
2. 日時: 令和4年11月22日(火) 16時00分~16時20分
3. 場所: 原子力規制庁10階会議室(TV会議により実施)
4. 出席者:
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
立元管理官補佐、島村主任安全審査官、中澤安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 臨界ホット試験部 臨界技術第1課 課長 他2名
原子力科学研究所 保安管理部 品質保証課 技術副主幹
安全・核セキュリティ統括本部 施設保安管理課 マネージャー 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料1 試験研究用等原子炉の経年劣化に関する技術的な評価の実施
について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁の中澤です。それでは本日の行政相談を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。
0:00:09	まず、JAさんの方から、資料に基づいて、簡単に確認事項のご説明をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。
0:00:24	はい。ステージはですね承知いたしました。こちら出席しているメンバーですけれども、原子力科学研究所入札の方から湯沢と相沢それから独立してSTACYイシイが現場から接続しております。
0:00:39	石井さんお願いします。はい。あとイシイの方から、今画面共有しておりますので説明させて、ご説明を始めさせていただきます。
0:00:48	はい。よろしくお願います。
0:00:50	はい。それでは減少機構の医師です。施設提供課の内容、実施についてということで行政相談よろしくお願います。まず概要ですけれども、試験炉規則に基づいて、
0:01:04	経年劣化に関する技術的な評価とあと10年ごとの定期的な評価保安活動の評価になります。この二つが試験の規則で求められておましてこれらを計器安全レビューと、今ここで呼ぶことにしますけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:19	今回ご相談をさせていただきたい事項としてまず一つ目が原子炉の運転開始後の経過年数の危険。それぞれ 30 年を超えないですとか 10 年を超えない。
0:01:30	次に、これらの定期安全レビューをやらなければならないというのが法令要求でありますけどもこの規定について確認させていただきたいということが一つ。②に書いてあるのが経年劣化に関する実績の評価の調査内容について確認させていただきたいというものになります。
0:01:48	具体的に、2 ポツに確認事項を書いております。
0:01:53	運転開始後の経過年数の規定についてということで、的安全レビューにおいてその評価、
0:02:01	期間の起点である運転を開始した日というのが法令に書いてありますけどもこれについて、当該原子炉が最初の資料の確認を受けた日、9 号でいう使用前検査を合格した日に改め、
0:02:14	たいというのが、今回の趣旨になります。詳細については従来の従前の評価機器評価規程の考え方ということで、従来の試験研究炉では定期安全レビューの実施時期を決めるにあたって原子炉の運転開始後の経過年数の規定について、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:34	は、当該原子炉に係る保安規定が最初に認可された人ということで運営を行ってきました。
0:02:42	これについては文科省の設置文章がありましてこの中でそのように記載してあったと保安規定が最初認可された日ということで記載されておったというものになっております。
0:02:54	しかしながら現在この文科省の定期的な評価に係る運用ガイドに、
0:03:01	英語文科省の者が現在はですね、規制できるので、定期的な評価に関する運用ガイドというものが新規に定められてこの新しい会議の中で、
0:03:13	前、前日の文科省の通知の文書については以後も落ちていないということが明記されているというものになってございます。
0:03:22	で
0:03:24	二つ目に書いてある評価起点をシュウマイ検査の合格以上する理由についてまず参考となる主、18年度では評価期間の喫煙として旧法の使用前検査に合格した日として評価を実施して、
0:03:39	保安規定の認可を受けていると、こちらは発電の長期施設管理方針を保安規定の認可の日にかような解釈をして認可を受けているというものになってございます。ここに例で柏崎刈羽の例を挙げましたけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:57	概ね他の発電所でも同じような解釈で評価をしているという、
0:04:03	ことに、が確認をしております。経年劣化評価起点というのは保安規定、ソフトの認可日ではなく施設ハードができ上がった時の合格日とする方が、
0:04:15	ハードができ上がってから技術的に劣化すると経年劣化が始まるというところで、そのほうが合理性があり、
0:04:23	実用発電の減少で運用されている、当該現象が最初の証明確認を受けた日とする方が適切であるというふうに考えるというところが理由として書いてございます。
0:04:37	最後に書いてありますのが実用発電炉の運転期間、こちら、いわゆる40年ルールというものになりますけどそこには実用発電炉を運転できる期間の起点。
0:04:48	ていうのが炉規法に明確に記載されておまして、こちらについては、最初に証明確認を受けた日ということが69で、明確に記載されているというものになっております。
0:05:00	経年劣化の評価等をこの40年ルールの法令条文は異なるんで一概に40年ルールの規定の比がこれだから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:10	経年劣化の紐を収穫に向けた英雄するわけではないんですけども、現状、実用発電炉では40年ルールを経年劣化の評価の規定も焼売確認を受けたし、
0:05:22	運用されているというのが事実か等ごさい多い、いうふうに思っております。
0:05:28	一つ目のことについては以上です。それで②の方に進んでよろしいですかそれとも一旦ここで切り切った方がよろしいでしょうか。
0:05:41	規制庁中澤です。それでは、ここで一旦切らせていただければと思います。
0:05:51	よろしく申し上げます。はい。
0:05:55	藤金。
0:05:57	この運転開始日の解釈については、
0:06:02	以前の6月の意見交換会でも、ご意見をいただいていたと思うんですけども、
0:06:09	回答の方は、次回の意見交換会でさせていただきたいと考えております、
0:06:16	もうちょっとお時間いただければと考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:21	はい、原子機構イシイです。承知しました。もうはい6月の時の6月の時ですね私の方から同様な意見を差し上げたんですけどあの時は口頭でしたんで、
0:06:31	今回文章にして行政相談をさせていただいたという、
0:06:36	ことです。12月に意見交換会、
0:06:40	ございますんでその時に正式に書いていただけるということで、承知しました。ありがとうございます。
0:06:46	ありがとうございます。続いて②の方に進みたいと思います。簡単に相談内容の説明よろしくをお願いします。
0:06:57	はい。原子力機構の石井です。それでは②の経年劣化に関する実績の評価の調査内容についてということで、長期施設管理方針を策定するに先立って、
0:07:10	実施する経年劣化に関する技術的な評価というものがありますけどもその調査内容が、この定期的な評価に関する運用ガイド、
0:07:20	を参考に3.5の施設の経年劣化の状況のみという認識で正しいかということを確認したいというものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:30	こちらが運用ガイド、規制庁さんが定めている運用ガイドになりますが 3ポツのところにも両括弧1から両括弧5までございまして施設経年劣化 の評価については両括弧5で
0:07:45	やややればよろしいかという確認になります。
0:07:48	そう考えるフロー、一つと一つの考え方としてですね、運用ガイドの6 ページに評価のフロー図というものがございまして、
0:08:01	左側と右側で分かれてございます。左側が10年を超えないごとに実施 する保安活動の実施の評価。
0:08:09	右側が30年を超えるまでに実施して50年ごとに実施する経年化に関す る技術評価。
0:08:17	このフローを見ますと
0:08:22	右側に、経年劣化の状況を調査するということが書いておりまして、そ のままフローをたどっていると長期施設管理方針を策定するというフロ ーになってございます。
0:08:34	他方左側のフローについては敷地特性構築物系統を基金並びに保安のた めの管理体制。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:43	管理事項の最新状態、国内外の最新知見等、先ほど3点、3ポツの両括弧1から両括弧4に書いてあったものがこちらに書いてあるというものになってございまして、
0:08:57	このフローを見る限りですね、経年劣化に関する評価については、両括弧5を、
0:09:07	ここの経年化の調査を実施して、
0:09:11	長期施設管理方針を定めたいというふうに我々は考えてございます。
0:09:18	あと補足しますとSTACYに関しては今保全活動の実施状況の評価と いうのを、平成16年と平成26年に2回行ってございまして、平成26年に実施した本活動の評価というのが、
0:09:35	天田現像現行で有効になっておりますので今回長期施設管理方針を策定する場合は、
0:09:43	経年劣化に関する調査を行って長期施設管理方針を定めたいというふうに考えておる次第です。
0:09:52	説明の方は以上になります。
0:09:56	はい、ありがとうございます。
0:10:17	ちょっと図。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:20	規制庁中澤です。すみませんちょっと確認をさせていただきたいのですが、
0:10:26	川活動の実施の状況に関する評価。
0:10:30	平成 16 年平成 26 年度やられているということでしたけれども、3 回目はいつごろろうを予定されていますでしょうか。
0:10:41	はい。3 回目はステージの運転を再開する前までに実施することを今考えております。具体的には来年度ですね、ちょっとこの行政相談の後にお話させていただきますけども、
0:10:55	s t a g e の運転再開を 2024 年の 5 月に予定しておりますのでそれまでに保安活動の評価を実施することを考えております。
0:11:13	はい、ありがとうございます。
0:11:20	女と規制庁な仲野ナカザワです。すみませんちょっと関連するんですけども、
0:11:28	となると、本活動の実施に監事の状況に関する評価と経年劣化に関する技術的な評価は大体同じタイミングで予定されているのでしょうか。それとも、時期が若干ずれるのでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:46	はい。少し1年間2年、現役小石です。1年か2年程度ずれるというの があります。ただ今回はその、
0:11:57	経年劣化の評価と保安活動の評価が1年か2年ぐらはずれるんですけど も、次回ですね10年後については、合わせて実施していくことを今考 えております。
0:12:12	拝聴しました。ありがとうございます。
0:12:51	規制庁中澤です。すいませんちょっと念のため確認なんですけれども、
0:12:56	今おっしゃっていただいた経年劣化に関する技術的な評価、
0:13:01	とか、令和6年に実施予定ということでしたけども、その運転開始日の 沖さんは、保安規定を、
0:13:14	の初回認可日から起算して、
0:13:17	考えると、電話の9になる。
0:13:20	という考え方でしょうか。目のため確認です。
0:13:26	はい、原子力機構の石井ですけども、保安活動の評価ですか。
0:13:34	経年劣化ですね。はい。経年劣化はそうですね
0:13:41	いや、保安規定の認可日を規定にすると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:45	もう今緊急にやらないと間に合わないという状況です。もし障害検査の合格日ということであれば、
0:13:52	%令和6年度ぐらいまで延期することができるという状況になっています。
0:14:04	規制庁中澤です。ありがとうございます。
0:15:47	大丈夫でしょう。
0:15:51	伊勢課長から何か他にございますか。はい、嶋村ですけど参考までに主要米検査の合格日って、
0:16:02	何年何月ってわかりますか。
0:16:06	ステンCは1995年の5月、CSはイザワ町が2095年の5月。
0:16:17	ですよ。
0:16:19	はい。今一井が申し上げた通り、1995年5月の15日になります。はい。わかりました。ありがとうございます。
0:16:34	はい。現実行イシイですけど、ちなみに使用前検査の合格日は1993年の9月と。
0:16:42	ということになっておりまして1993年の9月を規定にしますと来年の9月に30年を迎えるという状況になってございます。今の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:53	1993年9月は保安規定、
0:16:57	青い紙じゃないです。奥本保安規定です。失礼しました。はい。
0:17:11	なんか、何か何かございますか。大丈夫ですか。
0:17:16	規制庁の中澤です。②の方については、ご説明ありがとうございました。回答については
0:17:27	庁内で検討しましてまた後日通回答させていただければと思っております。
0:17:36	詳細日程についてはまた改めてご相談させていただきます。
0:17:44	はい。エンシュウ高野医師です。承知しました。もし、ご不明な点等あればご連絡いただければ資料と準備しますんでよろしく申し上げます。 ありがとうございますよろしくお願いたします。
0:17:57	それでは他になれば本日の面談、行政相談で終了したいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。